

## 会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	副主幹	係長等	担当

報告日：令和2年10月9日

名称	令和2年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会						
日時	令和2年10月5日（月） 午後2時00分～2時55分						
場所	鹿沼市リサイクルセンタープーメラン						
出席者	別紙のとおり						
内容及び 結果等	委嘱状の交付						
	1 開会(司会：高村課長)						
	自己紹介						
	会長・副会長の互選						
	2 協議事項(進行：石川会長)						
	(1)条例第13条の規定による事業の許可について						
	(2)その他						
	3 その他						
	4 閉会						
配布資料	別紙のとおり						
次回予定	10/5 令和2年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会						
記録者	若林						
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)							
公開・非公開の別	公開	・	非公開	(公開の場合) 傍聴人数	1人		

## 令和2年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電施設設置審議会会議記録

委員氏名	石川	赤上	佐藤	奈良部	豊田	鈴木	松島
出欠	○	○	○	○	○	○	○

### 【事務局】

- 事務局……黒川部長、高村課長、鳩山係長、若林担当主査、宇賀神主査

全体進行：《高村課長》

- ・開会に先立ち、委嘱状の交付。

《委員名簿順に石川大悟氏から松島良子氏まで黒川部長から委嘱状を交付した。》

### 1 開 会 《高村課長》

本市では、再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境との調和を図る目的で、平成29年10月1日に「鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和に関する条例」が制定された。

一般的に大規模太陽光発電設備に代表される再生可能エネルギー発電設備については、届出制をとっている自治体が多く、許可制をとっているところは少ないが、大規模太陽光発電設備の設置と自然環境との調和がなかなか難しく、いろいろな自治体で問題が起きているのが現状だ。

本市においては、鹿沼市再生可能エネルギー発電施設設置審議会を設置し、許可が妥当かどうか審議してもらうこととなった。

今回、初めての審議会ということで、事務局もなれないことが多いが、よろしくお願いしたい。

- ・自己紹介 《条例制定後初めての審議会なので、出席した委員及び事務局が各自自己紹介》

- ・あいさつ 《黒川部長》

条例が制定されて初めての会議だが、再生可能エネルギー発電設備においては、全国的にいろいろなトラブルがあり、鹿沼市を例にあげれば横根高原にメガソーラーを設置という問題があった。

自然公園に大規模ソーラーをつくってはいけないという法律がない中で、自然とどのように調和を図っていくかというところでつくった条例であるが、まだまだ、住民とのトラブルを

避けることが難しいところもあるが、今回の案件については、そのようなことはないと思うが、忌憚のない意見をいただき、会議がスムーズに進行することをお願いしてあいさつとする。

高村課長：続いて、条例施行規則第27条第1項に審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の中から互選するとなっている。会長、副会長を互選したいと思うが、どなたか意見はあるか。

松島委員：初めての開催でよくわからないので、事務局に案があったらお願ひしたい。

事務局：建築や建設の技術関係に精通している理由から、会長に石川委員、副会長に赤上委員を推薦したいがいかがか？

一同：《異議なし》

高村課長：会長に石川委員、副会長に赤上委員と決定する。

それでは、最初の会議なので、石川会長から一言あいさつをいただきたい。

石川会長：ただいま、選任され、よろしくお願ひしたい。

平成29年10月1日に制定された「鹿沼市自然環境と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例」施行後、今回が初めての審議会開催ということで、それぞれの分野の知識経験が豊かな皆様が集まつたが、自然環境や生活環境の問題、災害の発生の防止などの視点から、許可案件を審議いただきたい。

初めての審議会ということで、委員の皆様の忌憚のない意見をいただきたい。

会議の進行に協力いただくことをお願いして、私からのあいさつとする。

高村課長：条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日委員全員が出席していますので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

## 2 協議事項

石川会長：それでは、協議事項(1)の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

(1) 条例第13条の規定による事業の許可について

《若林担当主査が資料により説明。》

6件の許可申請案件について説明した。

- ① 鹿沼市上久我1091-1他発電所設置
- ② 鹿沼市上久我1119-1他発電所設置
- ③ 鹿沼市上久我1137-1他発電所設置
- ④ 鹿沼市上久我1141-1他発電所設置
- ⑤ 鹿沼市上久我1153-1他発電所設置

## ⑥ 鹿沼市上久我 1373 他発電所設

石川会長：事務局の説明に何か質問はあるか？

奈良部委員：立地条件からして、野生生物などのへ生態系の影響はないか？

事務局：申請地は鳥獣保護区、鳥獣特別保護区にも該当せず、大きな影響はないと思われる。

赤上委員：条例のことで質問したい。対象区域で行われる太陽光発電施設は面積に関係なくすべて対象となるのか？例えば、家庭用の太陽光発電なども対象となるのか？

事務局：保全地区では、面積要件は関係ない。また、家庭用は対象とならず、あくまで、事業用が対象となる。

佐藤委員：今回すべてが、1,000 m<sup>2</sup>以上だが、1,000 m<sup>2</sup>以上が該当するのか？

事務局：今回はたまたますべての案件で1,000 m<sup>2</sup>以上であるが、保全地区に該当すれば面積要件は関係ない。

佐藤委員：土砂災害警戒区域に該当していることだが、土砂災害特別警戒区域には該当しないか？

事務局：今回の案件に特別警戒区域は入っていない。全て土砂災害警戒区域に該当している。

事務局：保全地区について、補足説明したい。

保全地区は8つの地区が定められている。

- ① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ② 宅地造成工事規制区域
- ③ 砂防指定地
- ④ 河川区域及び河川保全区域
- ⑤ 鳥獣保護区
- ⑥ 史跡、名勝、天然記念物等
- ⑦ 県立自然公園
- ⑧ 県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域

以上の保全地区に事業区域の一部でも該当すれば、許可案件となり、審議をする対象となる。

赤上委員：施行規則第8条についてだが、別表8に緩衝帯の幅が決められているが、今回は1ヘクタール以上の面積がないので、緩衝帯を設けていないという解釈で良いか？

また、施行規則第10条関係だが、事業地の勾配はどうか？水平方向2メートルに対し垂直方向1メートルの高さ、30度を超えるような勾配があるか確認したいがどうか？これを超えると擁壁を設けなくてはならない。

事務局：都市計画法で1ヘクタール以上の開発では、緩衝帯を設けるとなっている。

今回の面積は0.1以上0.2ヘクタール未満の設置であり、緩衝帯を設ける対象となっていない。

申請地は山裾に位置しているが、写真のようにほぼ平坦な土地の形状であるので30度を超える傾斜はない。

鈴木委員：土地への影響のことだが、設置によって生活環境のバランスが崩れ、また、道路沿

いのため、景観への影響や草等による影響がないか伺う。

事務局：現在でも雑草や雑木が繁茂した土地であり、いわゆる耕作放棄地である。

施工による整地後、維持管理は定期的に施工業者が行うこととなっている。

また、パネルの色は黒、架台は茶色であり、できる限り自然環境にも配慮したつくりになっている。

鈴木委員：耕作放棄地であれば、多面的機能支払交付金の事業に入っているのか。いわゆる農地・水事業だ。

黒川部長：該当エリアではない。太陽光発電設置には、自然を守る立場と温室効果ガスを削減するという2つの面がある。

これをどう調整するかというのが、この条例をつくった時の課題だった。

例えば、横根高原で1m<sup>2</sup>でも設置すれば、保全地区に該当し、許可案件となる。

これについては、皆様存じていると思うが、最近、業者が開発を取り下げたということだが、そういったことからも条例を制定した意味があったと思う。

経済的効果を生みつつ土地の有効活用を図らなければならないことから今回の案件は許可をしてはどうかなという提案だ。

鈴木委員：自治会と太陽光設置のかかわりはあるか？

事務局：説明会を開催することを前もって地元自治会、支部長に周知した。説明会にも支部長が出席して、説明を受けたという報告を受けている。

鈴木委員：説明会だけでなく、自治会がその後関わって管理していくことはあるか？

私の地元のソーラーは、自治会で雑草等を管理している。

そういう意味での地元との関わりはあるか？

事務局：そこまでは聞いていない。

豊田委員：太陽光のパネルの中に水銀が入っている。

水銀の処分は日本ではできない。海外で処分している。

水銀の処分のことまで考えているのか？

事務局：設置事業者が責任をもって処理をすることになっている。

豊田委員：もし、会社がつぶれたらどうするのか？

黒川部長：処理については、将来に渡って大きな課題が残っている。

会社がなくなったらどうするのかとは確かに大きな問題だ。

ただ、環境の分野では再生可能エネルギーを促進しながら、業者を指導するしかない。

行政、国もいずれかの方法で何かしらの対応をしなければならない。

今、どうするかということは言えないが、そういう時が来るかもしれない。

そういうことを考えながら、業者を指導しつつ、許可をしていくということを理解してもらいたい。

石川会長：そのほか質問はあるか？無いようなので、それぞれの案件を審議していく。

石川会長：①鹿沼市上久我1091-1他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：①鹿沼市上久我1091－1他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：②鹿沼市上久我1119－1他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：③鹿沼市上久我1119－1他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：④鹿沼市上久我1137－1他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：⑤鹿沼市上久我1137－1他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：⑥鹿沼市上久我1141－1他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：⑦鹿沼市上久我1153－1他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：⑧鹿沼市上久我1373他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：⑨鹿沼市上久我1373他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：⑩鹿沼市上久我1373他発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

赤上委員：意見ではないが、資料6の写真を見ると道路の反対側に太陽発電施設が写っている。現地を見てきたが、この施設は保全地区外なのか？あるいは、条例施行前の設置なのか？また、パネルの色も白く光っているが、今回の設置ではパネルが黒ということで、どちらかというと景観に配慮したものになっているということか？

事務局：私も現地を確認してきたが、保全地区外であり、面積も約700m<sup>2</sup>であり、届出の対象外である。パネルについてだが、道路反対側のパネルは白く光っている。

今回の許可案件は、パネルは黒と自然に配慮したものとなっている。

豊田委員：場所の確認だが、上久我から南摩ダムに向かう道路沿いでいいか？

黒川部長：そのとおり。南摩ダムのダムサイトに向かう道である。

佐藤委員：審議とは関係ないが資料6の箇所だが、沢の下流であり水路に隣接している。実際に太陽光発電施設ができるも影響はないと思うが、土砂が出てくる可能性もあるということだけ承知しておいてほしい。

石川会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《意見なし。》

石川会長：それでは、あらためて⑩鹿沼市上久我1373他発電所設置について、原案通り同

意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：⑥鹿沼市上久我1373他発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：以上、①から⑥まで原案通り同意した。

(2) その他

石川会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《なし。》

石川会長：協議事項（2）は終了した。ここで進行を事務局に返すこととする。

高村課長：次第3のその他、委員の皆様から意見等あるか？

石川会長：今後、この審議会は届け出があった時点でおこなわれるのか？それとも定期的開催するのか？

高村課長：基本的には、申請があるたびに開催する予定だ。

ただ、保全地区外においては、届け出案件として取り扱い届け出を受理する。

保全地区に設置する場合のみ個別案件として、審議していただく。

高村課長：そのほか委員の皆様から何かあるか？

一 同：《なし。》

高村課長：事務局から何かあるか？

事務局：今後、許可申請案件が出たときは、委員の皆様に連絡し審議会の日程を調整したいので、よろしくお願いしたい。

高村課長：他に意見が無いようなので、これで審議会を閉会する。

#### 4 閉 会